

規制シート(様式)

(別紙1)

190195101830001

平成27年11月24日

規制の名称	一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)の運賃制度	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路運送法	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	自動車局旅客課長 鶴田 浩久
規制目的	道路運送事業の運営を適正・合理的なものとし、道路運送分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図る。		
規制内容の概要	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃は、地域住民の日常生活との関連が極めて密接な公共性の高い事業であること、また、不当に高額な運賃設定を予め防止する必要があることから、原則として上限認可制とし、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃については、事前届出制としている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	一般乗合旅客自動車運送事業の1つの類型である区域運行(路線を定めず利用者の需要に応じて乗合運送を行うもの)については、ホットラインで提案のあった、事前届出による乗合割引計算制度や距離制運賃の導入等の柔軟な運賃設定が可能である。そのため現行制度を維持する。 (注:運賃については、社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるもの、特定の旅客に対し不当な差別的取り扱いをするもの、他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものについては、運賃変更命令が行われることがある。)	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方針性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

190195101830001

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針(平成13年8月29日付国自旅第71号、国土交通省自動車交通局長通達)
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	道路運送法第4条第1項
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	道路運送法に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針を定めたもの。